

報道機関各位

建設業者等に対する指名停止措置について

下記のとおり、山形県競争入札参加資格者名簿に登載されている当該業者に対し、指名停止を行うことを決定し通知しましたので、お知らせします。

記

1 事実概要

株式会社エステー建設は、貨物自動車に積載したドラグ・ショベルを現場で荷台から降ろす際、危険を防止するために適切な道板の使用や適当なこう配に取り付けるなどの安全措置を行わずにドラグ・ショベルを横転させ、男性作業員が死亡する事故を起こした。この件について、労働安全衛生法違反及び労働安全衛生規則違反により山形区検察庁から公訴を提起され、令和5年4月6日付けで山形簡易裁判所から罰金刑（20万円）の略式命令を受けた。

このことが、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱別表指名停止基準第8号（安全管理措置の不適切により生じた事業関係者事故）に該当すると認められるので、当該業者に対し、下記により指名停止の措置を行う。

2 指名停止業者

名 称	住 所	業者番号
株式会社エステー建設	山形県天童市北目4-4-10	06100949

3 指名停止の期間 令和5年10月13日～令和5年11月12日（1か月）

<参考>

山形県競争入札参加資格者指名停止要綱

別表 指名停止基準第8号（安全管理措置の不適切により生じた事業関係者事故）

指名停止事由

- 8 県内における調達契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、事業関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。

（問合せ先）建設企画課 課長補佐 庄司
電話 023-630-2630
報道監 県土整備部次長 森谷